象徴天皇制

(小林幸夫)

◆君主制の類型

一君主主権の君主制:君主の地位=憲法以前の地位とみなす

- →・神の恵みにより君主の地位に就く
- ・神の意思にしたがって憲法をつくる
- 憲法に必ずしも拘束されない君主主権の君主制 [君主は憲法に定める制限だけに服する]

 Θ

☆憲法より君主の地位にウェイトを置く

② 憲法の制限に服する君主主権の君主制

[憲法の拘束を受けて行動できるだけ]

⇔君主の地位より憲法にウェイトを置く

国民主権の君主制:君主の地位=憲法の被造物

- ③ 憲法に準拠する国民主権の君主制
- →・国民の意思により君主の地位に就く
- ・主権者の国民が憲法をつくる「君臨」し「統治」する君主
- -②と③―「君臨」するが「統治」しない君主 ・<u>「君臨」と「統治」</u>

一「君主の地位」と「政治的権能」

上政治的権能の「名目的」と「実質的」

◆国民主権の天皇制

主権者国民の総意に基づき、天皇は日本国・日本国民統合の象徴としての地位に就く

・明治憲法下の「君主主権」の天皇(統治権の総覧者)制の否認

天皇制の衣替え

。日本国憲法の天皇制に矛盾する部分を否定し、矛盾しない部分はあてにされた

•国民主権の君主制[例:フランス憲法(1791)、ベルギー憲法(1831)、スウェーデン統治法典(1974)、スペイン憲法(1978)、etc.]

◇天皇は君主か?

君主の要件

- ① 特別の身分の者が就任じ、多くの場合その地位は世襲である独任機関
- ② 統治権の重要な部分、少なくとも行政権か三権調整権をもっ
- ③ 国を代表して対外交渉をなす権能を持つ
- ④ 国家的象徴性を備える

⇒ 下天皇≠君主:②、③をもたない →日本共和国説

L天皇=君主:①、④をもつ

◆<u>天皇が象徴であるということの意味</u>

国民が天皇を見たり意識したりすることを通して、日本国の存在と日本国民の国家的 まとまりをうかがい知ることができることを意味

・明治憲法下の天皇も、象徴であった

←元首性や強大な国政権能の陰に隠れていただけ

◇元首

元首の要件は時代とともに変化

現在は一般に、「国家のトップにあって、対外的に国家を代表する者」をいう 日本国憲法では「元首」を規定していない

◆皇位の継承

-世襲:憲法

上継承:皇室典範(明治憲法下のそれと異なり、国会で議決した法律)

・皇位継承の資格――皇統に属する男系の男子で、皇室に属する者

→女帝は不可[国会の議決で皇室典範を改正すれば可能]

◇皇室の構成

大正天皇▲				
	마 사 •	学 / → →		
昭和天皇▲	高松宮▲	秩父宮▶	▲宮茲三	
香淳皇后▲	勢津子妃殿下▲	喜久子妃殿下▲	百合子妃殿下	
T		-	-	_
工割電工	常陸宮親王殿下③	第仁親王▲	▲ 桂宮▲	高円宮▲
上皇后陛下	華子妃殿下	信子妃殿下	J	久子妃殿下
T		T		
天皇陛下	秋篠宮皇嗣殿下①)	子器	平子
皇后陛下	紀子妃殿下	女王殿下	女王殿下 女王殿下	女王殿下
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	佳子 悠仁	, ,		
内親王殿下	内親王殿下 親王殿下②	三殿下②		

※皇位の継承は、天皇が崩御したときに限定され、生前の退位・譲位は皇室典範では 認められていない。

---・前天皇の退位は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を制定し、その法に 基づき退位した。

◆天皇の権能

べきではない。憲法上の権限についても自己の裁量で行使すべきではない、とされる 天皇は、憲法に列挙する権限の行使を除き、国の政治に影響を及ぼすような言動をす

■・憲法に定める国事行為だけを行う[国政権能不保持

・国の政治に影響を与えないような形式的・儀礼的行為

[4条2項、6条1項、6条2項、7条2号、7条3号、7条7号] 天皇が国政に関する権能を有するかのような外形を持つ国事行為

憲法の規定上も形式的行為とされている国事行為 7条4号、7条5号、7条6号、7条8号。

(2)

元来、形式的・儀礼的性質の事実行為としての国事行為

国事行為は国政権能ではない一 [7条9号、7条10号 天皇の権能ははじめから形式的・儀礼的行為 →権力ではなく、権威を期待

。内閣の助言と承認■天皇無答責

→伝達行為(一 -君臨するが統治しない君主の場合の<u>内閣助言制</u>とは違う)

- 内閣助言制:君主大権(or 国政権能)の存在が前提

助言と承認:天皇が国政権能を一切もたないことを前提

国事行為以外の象徴としての(象徴にふさわしい非政治的な)公的行為 外国元首との親電交換、etc. 国会開会式や宮中晩餐会での「お言葉」、国内巡幸、各種大会・祭典への出席

- 国事行為と私的行為だけに区別するもの

- 国事行為と公的行為と私的行為を区別するもの →憲法に象徴としての行為が規定されていないので、公的行為は不可

→天皇には、機関と象徴と私人としての地位がある。人間象徴が認められる以 象徴として何らかの行為をなすことが当然考えられ、憲法も予期してい

憲法4条1項は、国政執行の過程で法的意味を伴っている国事行為を限定 したがって、公人としての儀礼的社交的行為を禁じてはいない。

◆皇室の財産

明治憲法下:皇室に巨大な財産、皇室経費の支出の増額の場合を除き議会の協賛を必 要とせず、広く皇室の自主性が認められていた。

皇室財産は解体され、9割が国有財産へ。 財産に帰属すべきとする原則ができた。 その後、皇室財産がすべて国有

日本国憲法:皇室経費は、内廷費、宮廷費、皇族費に区分して予算に計上 皇室への一定額以上の財産の議受又は賜与は国会の議決が必要

➡皇室の財産関係を完全に国会の統制下に置く

て、この地位は、主権の存する日本國民の總意に基く。

野等關係に立たうとする各國の資務であると信ずる。

と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する機利を有することを確 日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配す

は、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除す 理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われら 行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原 て、その檔威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを 確定する。そもそも國政は、國民の殷肅な信託によるものであつ を決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を 果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす思緯を確保 助し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成

日本國憲法

と目的を達成することを舞ふ。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想

無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なも われらは、いづれの國家も、自國のことのみに其念して他國を

位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖 の水道に除去しようと努めてある國際社會において、名誉ある地 た。われらは、平和を維持し、専制と謀従、壓迫と偏狭を地上か 正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し 崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を受する諸國民の公

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行

るにのの十つま定基用 こ改議三及ろまいは 北正決條が、ること 、公布生」「親一門」、これの日本の一般と帝國憲法帝國憲法第一國憲法第一個國際法第一人では20年間第一日本建設の選集記入國民の總督問人國民の總督 在左右二帝、王新 5, * Ē

松行

圆巷大臣器明察房是当的期间的明婚时间 子 图 尽风的和二十一年十一月三日

若しくは腸與することは、國會の讒決に基かなけれ ぱ なら な 第八條 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を誤り受け、

外國の大使及び公使を接受すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交交書を認 蹬 する こ 祭典を授與すること。

۰,۲

六 大赦、特赦、破刑、刑の執行の免除及び復禧を認證す 委任狀及び大使及び公使の信任状を認置すること。

國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免竝びに全権 医會器員の維護學の施行を公示すること。 13

衆機院を解散すること。

1 國會や招架すること。

憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。 1

関連に関する行気を行る。 第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の 任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を

004 第六條 天皇は、國會の指名に基いて、內閣總理大臣を任命す 前條第一項の規定を準用する。

は、天皇の名でその國事に闘する行爲を行ふ。この楊合には、 第五條 皇室典誌の定めるところにより趨政を置くときは、

を変任することができる。 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に闘する行為 ひ、國政に闘する檔能を有しない。

第四條 天皇は、この憲法の定める國事に闘する行為のみを 行 認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

天皇の國事に闘するすべての行為には、内閣の助言と承 の定めるところにより、これを継承する。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の際決した皇室典範

第一僚 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつ 第一章 天皇